

電子入札に関する注意事項及び契約特定条件

工 事 名 道路安全施設工事(転落防止柵修繕工)

工事場所 一般県道下小鹿野吉田線／秩父市下吉田地内

1 入札手続き等の方法

この工事は、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う対象工事です。

その他、電子入札に係る運用については、この公告に定める以外は「埼玉県公共工事等電子入札運用基準」によります。

入札希望者は、埼玉県財務規則及び建設工事請負等競争入札参加者心得に従い、埼玉県建設工事標準請負契約約款、設計図書、工事場所等を熟知の上、入札して下さい。

2 入札執行に関する事項

- (1) 入札保証金 免 除
- (2) 最低制限価格の設定 有り（最低制限価格未満の入札があった場合には、この入札におけるそれ以降の入札には参加できない）
- (3) 設計図書を示す方法等 入札情報公開システムへ添付する。
- (4) 現場説明の日時及び場所 無し
- (5) 質問受付及び回答

質問がある場合は、令和8年9月28日16時までに、質問を電子入札システムにより提出すること。質問に対する回答は、原則、入札書受付開始日の前日までに電子入札システム上に掲示する。

入札参加者は、質問の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲示する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

(6) 注意事項

落札決定に当たっては、システムに入力された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額をシステムに入力すること。

3 契約の特定条件

- (1) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上
- (2) 前金払をする。 （その額は、契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）
- (3) 中間前金払をしない。
- (4) 部分払いをする。
- (5) 現場代理人

本件は、「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。

4 その他

- (1) 入札を希望しない場合は、参加しないことができます。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者は入札参加できません。
- (3) 過去1年間に贈賄などの不正行為により、逮捕等され又は本県内で工事事務等を起こし、かつ県に通報していない場合は、開札日の2日前までに申し出て下さい。
- (4) 民事再生法及び会社更生法の規定に基づく手続き開始の申立てを行っている者はその旨を発注課所に届け出て下さい。
- (5) 入札参加者は、発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を、電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付してください。
- (6) 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。
 - ア) 理由の確認方法：書面（様式1）。
 - イ) その他：調査対象は、落札候補者のみで、別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に規定する対象建設工事なので、落札者は同法に規定する書面を提出して下さい。
- (8) 建設工事請負等競争入札参加者心得第11条第2項の規定に基づき、有効な経営事項審査を受けていることが、入札参加条件となります。
- (9) 落札者は、経営事項審査の結果通知書の写しを提出してください。
- (10) 本工事の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。